

過年度分 216筆 令和元年度分 28筆 合計 244筆
(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 峽南建設事務所 (身延支所を含む)
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月19日～21日、6月16日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①河川使用料
 過年度分 1,904,256円 令和元年度分 97,020円
 合計 先数 5件 2,001,276円
 ②延滞金
 過年度分 先数 1件 144,030円
 ③工事契約解除に伴う前払金返還利息
 過年度分 先数 3件 423,466円
 2) 取得用地に未登記のものがあった。
 過年度分 694筆 令和元年度分 9筆 合計 703筆
(注意事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (本所)
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月26日～27日、6月17日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 5件 (収入1、給与3、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①道路使用料
 過年度分 先数 1件 10,560円
 ②工事契約解除に伴う前払金返還利息
 過年度分 先数 1件 31,636円
 ③非常勤嘱託職員の欠勤に伴う社会保険料
 令和元年度分 先数 1件 20,022円
 2) 扶養手当について、支給額が改定されていたが、扶養親族簿による認定・確認が行われていなかった。
 3) 児童手当の支給について、次のとおり不備があった。
 ①支給事由が消滅したものと確認し、職権に基づき手当の支給を終了しているが、児童手当事務取扱要領第10条に定める支給事由消滅通知書の作成及び受給者への交付が行われていなかった。
 ②現況届の審査において、記入すべき欄が未記入のまま判定されていた。また、「所得の状況」に記載する額が、給与所得から8万円を控除した金額となっていた。
 4) 再任用短時間勤務職員の社会保険料について、1ヶ月分控除すべきところ、2ヶ月分が控除されていたものがあった。
 5) 取得用地に未登記のものがあった。
 過年度分 414筆 令和元年度分 13筆 合計 427筆
(注意事項) なし

監査対象機関	県土整備部 富士・東部建設事務所 (吉田支所)
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月26日～28日、7月8日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (財産1)
 1) 取得用地に未登記のものがあった。
 過年度分 189筆 令和元年度分 32筆 合計 221筆
(注意事項) なし

監査対象機関	出納局 会計課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月6日、9月2日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	出納局 管理課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月6日、9月2日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)
 1) 物品調達管理システムに係る各種契約書の個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、受託業者は、発注者である山梨県知事に対して、受託業務に係るセキュリティ責任者及び作業従事者を書面により、明らかにしなければならないと定められているが、履行されていないものがあった。
(注意事項) 1件 (契約1)

監査対象機関	出納局 工事検査課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月6日、9月2日

監査の結果

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	企業局 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月23日～24日、7月22日

監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (収入1、支出1)
 1) 地城振興事業会計の営業収益について、次のとおり納期までに納付されていない未収金が生じていた。
 丘の公園施設利用料
 令和元年度分 先数 1件 11,696,400円
 2) 支出損益計算書において、地城振興事業会計で支出すべき有料道路利用料金が、電気事業会

計で支出されており、地域振興事業会計に費用計上されていなかった。
(注意事項) なし

監査対象機関	企業局 電気課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月23日～24日、7月22日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	企業局 発電総合制御所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月29日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	企業局 早川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月12日、6月9日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	企業局 笛吹川水系発電管理事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月29日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	企業局 石和温泉管理事務所
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年5月22日、7月7日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	なし
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 営業収益について、次のとおり納期限までに納付されていない未収金が生じていた。 温泉供給収益収入 過年度分 12,912,573 円 令和元年度分 2,828,176 円 合計 先数 27件 15,740,749 円	
(注意事項) なし	

監査対象機関	教育庁 総務課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月3日、9月1日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果
(指摘事項) なし	

(指導事項) 1件 (給与1)
 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由により同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。
(注意事項) なし

監査対象機関	教育庁 福利給与課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月2日、9月1日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) なし
(注意事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)

監査対象機関	教育庁 学校施設課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月2日、9月1日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 2件 (契約 (重点事項) 2)
 1) 次の契約において、履行計画表、主任技術者の氏名及び資格に係る承諾は書面により行われなければならぬとされているが、書面が作成されていなかった。
 ①県立学校非構造部材耐震点検業務委託
 ②県立学校建築物定期点検等業務委託
 ③県立学校建築設備定期点検業務委託
 2) 自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約において、細目書第6条第5項に、受託者は、保安業務担当者及び保安業務従事者を事業所への連絡方法とともに書面をもって通知すると定められているが、通知されていなかった。
(注意事項) 1件 (契約 (重点事項) 1)

監査対象機関	教育庁 義務教育課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月2日、9月1日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

監査対象機関	教育庁 高校教育課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月9日、9月1日
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	監査の結果

(指摘事項) なし
(指導事項) 4件 (収入3、財産1)
 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。
 ①教育奨励資金貸付金償還金
 過年度分 13,605,030円 令和元年度分 163,600円

合計	先数	42件	13,768,630円	
②地域改善対策高等学校等奨学資金返還金				
過年度分		19,235,342円	令和元年度分	486,454円
合計	先数	33件	19,721,796円	
③定時制課程等修学奨励金返還金				
過年度分	先数	8件	711,000円	
2) 教育奨励資金貸付金の台帳に記載されている債権のうち、2件について貸付を確認できる書類が保存されていなかった。				
3) 地域改善対策高等学校等奨学資金について、奨学資金借付書が提出されていないものが34件あった。				
4) 借受財産において、公有財産事務取扱規則第54条第2項に規定する移動報告が行われていないものがあった。				
(注意事項) なし				

監査対象機関	教育庁 高校改革・特別支援教育課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月10日、9月1日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	教育庁 生涯学習課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月1日、9月1日
監査の結果	
(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 山梨ことぶき勸学院学院学習費 (過年度分) に、710,000円の収入未済があった。	
(注意事項) なし	

監査対象機関	教育庁 保健体育課
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月10日、9月1日
監査の結果	
指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。	

監査対象機関	議会事務局
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年8月4日～5日、8月31日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 1件 (収入1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
①政務調査費返還金	過年度分 先数 1件 734,250円
②政務活動費返還金に係る延滞金	

過年度分	4,050円	令和元年度分	128,010円
合計	先数 2件	132,060円	
(注意事項) なし			

監査対象機関	人事委員会事務局
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月11日、7月10日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) なし	
(注意事項) 1件 (契約1)	

監査対象機関	監査委員事務局
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月8日、8月25日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	労働委員会事務局
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年6月11日、7月14日
監査の結果	

指摘事項、指導事項及び注意事項に該当するものはなかった。

監査対象機関	警察本部
監査対象期間	令和元年度
監査実施日	令和2年7月30日～31日、8月3日、8月28日
監査の結果	

(指摘事項) なし	
(指導事項) 2件 (収入1、契約 (重点事項) 1)	
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。	
放置違反金に係る延滞金	過年度分 先数 1件 2,500円
2) 運転者管理システム等改修業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に、受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県警察本部長に届け出させなければならぬと定められているが、履行されていない。	
(注意事項) なし	

令和2年度 行政監査実施結果（新型コロナウイルス感染症に係る安全対策）

令和2年度行政監査は、『大規模災害等に対する県有施設の安全対策について』をテーマとしたが、新型コロナウイルス感染症拡大が懸念される中、県有施設における安全対策の取組状況を確認するため、「新型コロナウイルス感染症に係る安全対策」について先行して監査を実施し、地震や富士山噴火など自然災害等に係る安全対策については、別途、監査を実施することとした。

「新型コロナウイルス感染症に係る安全対策」について監査を実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

大規模災害等に対する県有施設の安全対策について

2 目的

近年、全国各地で大規模地震や豪雨などの災害が頻発し、本県においても、ゲリラ豪雨や昨年の台風19号など異常気象による災害が発生している。さらには大規模地震や富士山噴火の発生が危惧されるなど、災害がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、新型コロナウイルス感染症は依然として散発的に確認されており、今後、感染拡大の第2波、第3波が懸念されることである。

災害等の発生時に施設利用者や職員の安全を確保し、被害の拡大を防ぐためには、日頃からの点検や予防など、施設における安全対策は喫緊の課題である。

このため、本県の県有施設における利用者等の安全対策の取組状況について検証し、今後の適切な管理に資するため、監査を実施することとした。

3 監査の着眼点

- (1) 施設の安全点検は行われているか
- (2) 施設利用者等の安全対策はなされているか
- (3) 安全に対する施設職員の意識醸成は図られているか

4 対象事務及び対象施設・対象機関

- (1) 監査対象事務
監査対象施設における安全対策の取組状況
- (2) 監査対象施設
次に掲げる施設のうち、広く県民が利用する48施設（※（別表）監査対象施設一覧）を監査対象施設とする。
① 県公共施設等総合管理計画における分類が次に該当する県有施設のうち、原則、延べ床面積3,000㎡以上の施設（指定管理導入施設を含む）

大分類	中分類
I 県民利用施設	1 文化・社会教育系施設、2 スポーツ・レクリエーション系施設、3 産業振興系施設、4 学校教育系施設※、5 保健福祉系施設、7 その他県民利用施設
II 行政施設	1 行政系施設、2 警察施設

※I 県民利用施設—4 学校教育系施設のうち、高等学校及び特別支援学校は除く

② 高等学校及び特別支援学校のうち、地域バランス、学校規模（児童・生徒数）を考慮し、圏域毎に選定した施設

③ その他必要と認められる施設

(3) 監査対象機関

監査対象施設を直接管理する機関及び指定管理導入施設を所管する機関
※指定管理者を除く

5 実施期間

令和2年6月～令和2年11月

6 実施方法

監査対象施設における新型コロナウイルス感染症防止のための取組の実施状況について調査の提出を求め書面監査を行うとともに、4施設に対し実地監査により関係職員からの聴取を行い、取組状況を確認した。

※基準日：令和2年7月1日

7 新型コロナウイルス感染症対策の概要

本年11月16日、国内で初の新型コロナウイルス感染症感染者が確認され、3月6日、本県でも初めて感染者が確認された。

全国各地で感染者数が増加する中、2月27日、小中学校、高校や特別支援学校に対し、政府が全国一斉の休校を要請、更に、4月7日に東京、大阪など7都府県に対し発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が、4月16日、全都道府県に拡大された。

本県では、全国一斉の休校要請を受け、3月上旬から5月下旬までの間、県内の小中学校、県立学校が臨時休校となった。また、緊急事態宣言の対象地域となったことを受け、4月19日、県民への不要不急の外出自粛や遊興施設、屋内運動施設など一部の施設の休業を要請する緊急事態措置が発表され、5月14日に解除となった。

その後、県内において感染が確認され、更に近隣都県では新規感染者数が高い水準で推移し本県でも感染が拡大するおそれがあることから、11月30日までの間、県民に対する「三つの密」のある場などへの外出自粛要請等の呼びかけ、事業者に対する休業等の協力要請や適切な感染防止対策の協力要請等が行われた。

11月には、県内における1日の感染者数が過去最多となるなど第2波のピーク時を上回る状況が続いており、これまで以上に警戒が必要なことから、県民や事業者に対する協力要請が令和3年2月28日まで延長された。